

結婚新生活支援事業を7月1日から開始します ～新婚生活を応援します！～

婚姻に伴う新生活の開始に係る経済的不安の軽減を図り、もって地域における少子化対策に資するため、新婚世帯を対象に、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

結婚新生活支援事業について

(1) 対象要件

次の全ての要件を満たす方です。

- ♥ 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦であること
- ♥ 婚姻日において、夫婦ともに39歳以下であること
- ♥ 夫婦の合計所得が400万円未満であること
 - ・夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職である場合にあっては、離職をした者に係る所得は算定の対象としない
 - ・奨学金を返還している場合は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除
- ♥ 対象となる住宅が市内にあり、交付申請日において夫婦の双方または一方が対象の住宅に住民登録の上、居住していること。ただし、請求の日においては、夫婦の双方が住居費の対象となっている住居の住所に住民登録していること。
- ♥ 夫婦共に、（公財）いきいき岩手支援財団が実施する「結婚新生活スタートアップセミナー」を受講していること

※同セミナーの開催期日は専用ウェブサイト (<http://nls.ikiiki-iwate.com/>)
でお知らせしています



専用サイト
QRコード

- ♥ 市税の滞納がないなど、補助金交付要綱に定める要件を満たしていること

(2) 補助対象費用

- ♥ 住宅取得費用（土地購入代金などは対象外）
- ♥ 住宅賃借費用（賃料、敷金・礼金、共益費、仲介手数料）
勤務先から住宅手当を受けている場合や、他の公的制度による家賃補助などを受けている場合は対象外となる場合があります
- ♥ 引っ越し業者や運送業者に支払った引っ越し費用

(3) 補助額

- ♥ 夫婦共に39歳以下...1世帯当たり**上限30万円**
ただし、夫婦共に29歳以下の場合は1世帯当たり**上限60万円**となります

(4) 申請期間

- ♥ 令和3年7月1日から令和4年3月31日まで
予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。



※この事業は、国の地域少子化対策重点推進交付金の支援を受けて実施するものです。